

国自安第246号  
平成28年 2月 3日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

### 貸切バスの安全確保の再徹底について

軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところである。

1月29日現在、全国17カ所で監査を実施し、監査車両96台のうち45台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されている。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾である。

については、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめた。

出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

国自安第246号  
平成28年 2月 3日

各地方運輸局長  
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省自動車局長

### 貸切バスの安全確保の再徹底について

標記について、別紙のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したので、貴局においても、管内全ての一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、周知するとともに、指導徹底を図られたい。

また、街頭監査時における対応については当面下記のとおりとするので、貴職におかれては遺漏なきよう取り扱われたい。

#### 記

1. 街頭監査時に指摘事項が確認された場合は、速やかに改善指示を行い改善の確認を行うとともに、その他の運行についても法令遵守を徹底するよう指示を行うこと。
2. 街頭監査時にその場で改善が確認された場合であっても、監査実施日から原則30日以内に呼出監査を実施し、他の運行において同様の違反事項が無いことを確認すること。
3. 2. において違反事項が確認された場合には、輸送の安全確保命令を発出し、早期是正を命じるとともに、事業者の全般的な法令遵守状況について確認するために特別監査を実施すること。

## 出庫時に最低限確認すべき事項（貸切バス）

確 認 事 項		チェック欄			
運 行 指 示 書	運行指示書を作成しているか		適	否	
	運行指示書を運転者に携行させているか		適	否	
	記 載 事 項 の 確 認	・ 運行の開始及び終了の地点及びその日時		適	否
		・ 乗務員の氏名		適	否
		・ 運行の経路、主な経由地における発車・到着の日時		適	否
		・ 旅客が乗車する区間		適	否
		・ 運行に際して注意を要する箇所の位置		適	否
		・ 乗務員の休憩地点及び休憩時間		適	否
		・ 乗務員の運転又は業務の交替の地点（交替がある場合）		適	否
		・ 睡眠に必要な施設の名称・位置		適	否
・ 運送契約の相手方の氏名又は名称		適	否		
・ その他必要な事項（該当がある場合）		適	否		
表 示 の 確 認	車 内	・ 事業者の氏名又は名称		適	否
		・ 運転者その他乗務員の氏名		適	否
		・ 自動車登録番号（ナンバー）		適	否
	車 体	・ 使用者の氏名・名称又は記号		適	否
		・ 「貸切」表示		適	否
アルコール検知器を携行させているか（泊まり運行の場合）			適	否	
自動車検査証（車検証）が車両に備え付けられているか			適	否	
運転者の運転免許証を確認しているか			適	否	

確認者（運行管理者・補助者） 氏名

⑩